

○糸魚川市省エネ住宅推進補助金交付要綱

令和5年6月29日

告示第152号

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市省エネ住宅として認定された新築住宅を建築した者に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定住宅」とは、糸魚川市省エネ住宅認定要綱（令和5年糸魚川市告示第151号。以下「認定要綱」という。）に基づく糸魚川市省エネ住宅の認定決定（以下「認定決定」という。）を受けた市内の新築住宅（営利を目的とする建築物でないものに限る。）をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定住宅を建築した者
- (2) 認定住宅に現に自ら居住している者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、30万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、糸魚川市省エネ住宅推進補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、併せて実績を報告するものとする。

- (1) 認定要綱第6条の糸魚川市省エネ住宅認定決定通知書の写し
- (2) 認定住宅の建築に係る契約書の写し
- (3) 認定住宅の建築費用を支払ったことを証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、認定決定のあった日から1年以内に行うも

のとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定による交付決定通知の後、申請者に対して補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者
住 所
氏 名

糸魚川市省エネ住宅推進補助金交付申請書兼実績報告書

糸魚川市省エネ住宅を建築したので、糸魚川市省エネ住宅推進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

記

1 補助金の額 金300,000円

2 建築場所 糸魚川市

3 建築年月日 年 月 日

4 同意事項

私は、この補助金の交付決定の審査に当たっては、必要に応じ個人及び世帯に関する住民記録及び税情報を閲覧することに同意します。

5 補助金振込口座

金融機関名		(本店・支店)				
預金種別	普通／当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義人						

6 添付書類

- (1) 糸魚川市省エネ住宅認定決定通知書の写し
- (2) 認定住宅の建築に係る契約書の写し
- (3) 認定住宅の建築費用を支払ったことを証明する書類の写し